

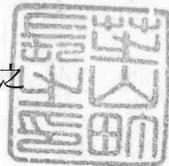
芝山町告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、芝山都市計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、都市計画法第20条第2項の規定により、芝山町役場企画空港政策課都市計画係において縦覧に供する。

令和5年4月28日

芝山町長 麻生 孝之



1 都市計画の種類

芝山都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

芝山町岩山字五左エ門山、字元右エ門山、字廣芝、字弁天向、字畠割、字清水台及び字広芝堤の各一部の区域

変更する部分

芝山町菱田字千部塚、字行人前及び字荒畠の各一部の区域